

令和 8 年度
大阪市学校体育施設開放事業
(中央区) 実施の手引き



はじめに

この冊子は、学校体育施設開放事業を所管しております経済戦略局が作成していました「学校体育施設開放事業の手引き」の内容を、中央区における事業実施手法に合わせて追記・編集する形で作成したものです。

中央区における学校体育施設開放事業は、平成 25 年度から地域活動協議会の取組みの一環として、各地域を主体に実施し、その運営については原則として各学校に設置された運営組織（運営委員会）で運営いただいております。

この冊子では、事業を実施していただくにあたっての基本的な内容や、よくあるお問合せについてを掲載しています。運営にあたっては、適宜この冊子をご確認いただくとともに、初めて事業を担当される皆様方におかれましては、必ずこの冊子をご一読いただいたうえで、事業を実施いただきますようお願いいたします。

中央区役所 市民協働課（市民活動支援・教育グループ）

I 学校体育施設開放事業	3
I-1 学校体育施設開放事業について	3
1. 事業目的	3
2. 実施主体	3
3. 事業内容	3
4. 施設の管理責任.....	5
5. 運営委員会の設置	5
I-2 資料	9
【資料1 中央区学校体育施設開放事業に関する協定書】	9
【資料2 大阪市学校体育施設開放事業実施方針】	13
【資料3 大阪市中心部学校体育施設開放事業実施要綱】	14
【資料4 運営委員会運営要綱 作成例】	17
【資料5 利用者の心得 作成例】 ※必要に応じて追加できる	19
【資料6 学校園敷地内全面禁煙について】	20
II 学校体育施設開放事業Q & A	21

I 学校体育施設開放事業

I-1 学校体育施設開放事業について

1. 事業目的

中央区内の大阪市立小・中学校等の体育施設等を、**学校教育に支障のない範囲において**地域に開放し、地域住民に継続的にスポーツ活動の場や機会を提供するとともに、地域住民による自主的、主体的な運営や活動の支援を図ることにより、住民の健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、地域コミュニティの振興、生活の質の向上に寄与することを目的とする。

2. 実施主体

中央区における学校体育施設開放事業（以下、「開放事業」という）は、大阪市の実施方針に基づき中央区が実施する。予算の執行管理については校下の地域活動協議会が行い、事業の運営管理・利用調整については施設の開放を行う学校（以下、「開放校」という）毎に設置する学校体育施設開放事業運営委員会（以下、「運営委員会」という）が、中央区と事業協定を結び実施する。

3. 事業内容

（1）開放事業の対象となる学校・施設

①開放事業の対象となる学校(開放校)とその施設は、次のとおりとする。

（参考）令和7年度 開放校一覧

小学校(7)	中学校(3)
玉造小/南大江小/中大江小/高津小/南小/開平小/中央小	東中/南中/上町中

②開放事業の対象となる施設は、中央区内の大阪市立小・中学校の体育施設（以下、「施設」という）である。（例）運動場、体育館・講堂、格技室・武道場 など
ただし、**プールについては**、大阪府遊泳場条例の定める施設基準に適合しないため**開放できない**。

（2）開放日時

①開放日時については、学校教育に支障のない範囲で運営委員会と当該学校長と協議の上、学校長が決定する。ただし、公職選挙（住民投票を含む。）、自然災害時、感染症拡大時等、開放対象施設の増改築、修繕を要する場合等、学校長が必要と認めるときは、開放を中止することができる。協議にあたっては、利用者の安全が確保できるよう、また近隣の住民に迷惑が掛からないよう、十分に配慮すること。

②令和8年度の開放期間は、令和8年4月1日～令和9年3月31日までとする。

③1日の利用時間は、原則として次のとおりとする。

○学校の課業日…小学校は **18時～21時**、中学校は**部活動終了～21時**

○学校の課業日以外の日… **9時～21時**

④1回の開放時間は概ね **2～3時間**。開放時間帯の配分は運営委員会が定める。

（注）利用時間には学校への入場から退場までの時間を含む。

⑤運営委員会は、公平・平等に利用実施できるよう団体間の利用調整を計画的に行う。

新規の利用団体の希望がある場合は、可能な限り、次に開催される運営委員会において利用調整を行うものとする。

（３）利用者及び団体

①開放事業の対象となる小・中学校の利用者及び団体は次のとおりとする。

ア) 当該校に通学する児童、生徒若しくはその保護者又は当該校区の住民を主たる構成者とする団体

イ) 地域コミュニティ振興の観点から、運営委員会が利用を認める団体

②営利目的の個人・団体の利用は不可。営利の事実が判明した時点で利用を差し止める。

（４）利用者及び団体の責務

① 利用時の自主管理

学校体育施設の利用に際しては、

＊中央区学校体育施設開放事業に関する協定書（以下、「協定書」という）【資料１】参照

＊大阪市学校体育施設開放事業実施方針（以下、「実施方針」という）【資料２】参照

＊大阪市中心部学校体育施設開放事業実施要綱（以下、「実施要綱」という）【資料３】参照

＊各小・中学校下学校体育施設開放事業運営委員会運営要綱（以下、「運営要綱」という）

【資料４（作成例）】参照

＊学校体育施設開放事業(中央区)実施の手引き（以下、「実施の手引き」という）当冊子

＊開放事業にかかる利用者の心得（以下、「利用者の心得」という）

【資料５（作成例）】参照

等を遵守したうえで、利用団体の自己責任による自主管理とする。

利用団体は、施設利用時の責任者を明らかにし、以下のことを行う。

ア) **利用条件を厳守**すること

イ) 利用者の**安全確保**及び在校児童・生徒の安全確保を行うこと、特に屋外で施設開放を実施する場合、**落雷事故の防止対策**を講ずること

- り) 万一事故が生じた場合、**人命救助**を第一に速やかに対応を行い運営委員会に報告する
- l) 使用前に**用具・器材**の点検等を行い、安全に使用し、**保全**を図ること
- ろ) 学校教育に支障のないよう**利用施設の清掃と復元**を行い、利用施設の点検を行うこと
(グラウンドの整地、体育館のモップ掛け、トイレの清掃、ごみの始末等)
- か) **利用日誌**(様式7)を作成し、**運営委員会へ提出**すること
- こ) その他、必要な事項に関すること

② 弁償責任

利用者及び団体は、開放校の施設・設備を故意若しくは過失により破損又は亡失したときは弁償の責任を負い、施設・設備の補修等を行い、学校長及び運営委員会に報告すること

③ 事故責任

利用者及び団体は、常に安全に留意し、開放事業の実施に際して生じた一切の事故につき、その責任を負うものとする。予期しない災害、事故に備えてスポーツ傷害保険等に参加するなど、十分な配慮をすること

4. 施設の管理責任

開放事業に伴う施設の管理は、中央区及び大阪市教育委員会が責任を負う。

ただし、開放事業の実施に際して生じた一切の事故及び利用者による施設の破損又は亡失等については、学校施設管理者としての責任は負わない。

5. 運営委員会の設置

開放校に運営委員会を置き、運営委員会は開放事業の目的に基づいて事業の管理運営を行う。

(1) 運営委員会の構成等

* 運営委員会は、地域活動協議会、社会福祉協議会、PTA、青少年指導員連絡協議会、子ども会育成連合協議会等、地域関係団体の代表者、利用団体の互選による利用団体代表者等、地域の実情に応じて構成する。

* 運営委員会には、地域のスポーツ推進のため、**スポーツ推進委員を含めなければならない**。
スポーツ推進委員の役割は、地域の実情を十分ふまえたうえで、運営委員会が次の点に留意して事業が実施できるよう調整を行うこととする。

- ア) 地域住民に広く周知を行い、公平・平等な利用調整を行うこと
- イ) 広く地域住民が参加できる企画を行うこと
- ウ) 総合型地域スポーツクラブの利用に配慮すること

* 運営委員会は、委員の互選により**委員長**、その他役員若干名を置き、委員会の構成について区長あてに**運営委員会名簿**(様式2)により報告する。

- * 委員長は運営委員会を代表し、会務を統轄すること及び、利用調整会議を招集すること、また委員長不在のときは、事前に運営委員会で互選した役員がその会務を代理すること
- * 委員長、その他の役員及び委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員長の再任は、原則として3年を限度とする。
- * 学校施設管理者である開放校の学校長やその他の学校関係者は、開放事業に関して運営委員会と常に連携して開放事業の運営方法等について、随時、意見を述べるとともに指導助言できるものとする。また、学校関係者は、運営委員会に出席して適宜意見を述べることができるものとする。ただし、学校関係者への過重な負担を避けることとする。

(2) 運営委員会の役割

運営委員会は、開放事業の管理運営にかかる次の業務を行う。

- ① 開放校は、**運営要綱**（【資料4（作成例）】参照）、**利用者の心得**（【資料5（作成例）】参照）（以下、「運営規則」という）等を制定し、必要に応じて改廃をすることができる。
- ② 利用団体に「実施の手引き」及び「運営規則」、その他利用条件などを**遵守徹底**させる。遵守事項に抵触する利用団体や、営利を目的とする個人または団体の利用が判明した場合、**利用中止の指導**を行い、学校長及び中央区に報告すること（必要に応じて収支報告書（様式8）を使用すること）
- ③ **事業計画の立案及び実施**に関すること
 - * できる限り多くの住民がスポーツを楽しめるよう配慮する。
 - * 学校施設の実態に応じて利用条件や計画を立てる。
 - * 実施種目や利用時間帯を決定する。
 - * 既存の団体に所属していない住民も気軽にスポーツを楽しめるよう、一般開放日を設定するよう努める。
 - * スポーツ推進委員と連携し、スポーツ教室・スポーツ講演会・体力測定等を企画・実施し、スポーツの普及・振興に努める。
 - * 生涯スポーツ振興のため、青少年・高齢者等がスポーツを行えるように環境を整える。
 - * 地域住民の中から種目別指導者を発掘するよう努める。
- ④ **利用者及び団体、在校児童・生徒の安全管理**に関すること

運営委員会は学校と連携し、開放時の安全管理対策について利用者及び団体に周知徹底を図り事故の防止に努めるとともに、万一事故が生じた場合の対応について周知徹底を図る。

 - * 運営委員会内部及び運営委員会と利用団体間の緊急時及び安全管理にかかる情報伝達の連絡体制を整備すること

* 事故等が発生した場合は人命第一に速やかに対応し、区長（区役所の担当部署）あて**学校
体育施設開放時における事故報告書**（様式 4）により、事故の内容等について詳細に記入し報告すること

* 運営委員会の議題として安全・防犯対策を取り上げ、関係者の安全・防犯意識の向上に努めること（特に屋外での施設開放を実施する場合、落雷事故の防止対策を講ずること）

* 利用団体代表者会などにおいて、安全管理対策の周知徹底を図り、実施させること

* 関係者以外立入禁止の場所には入らないように、利用者及び団体へ指導すること

* 不審者出没の情報等は、速やかに学校及び利用者及び団体に通報すること

* 出入口での受付、パスカード提示、名札やリボン等の着用などにより不審者侵入防止の対策を講じること

⑤ **利用の促進と調整**に関すること

* 利用希望団体の既得権、優先権は認めず、事業の目的、方針に従って公平・平等に利用できるよう利用調整を行うこと

* 利用の申込み日、場所、方法、利用条件について広く地域住民に周知徹底し、申込み多数の場合は抽選等の方法により公平・平等に利用者を決定すること

* この利用調整は、少なくとも学期毎に 1 回（年間 3 回）行うこと

* 総合型地域スポーツクラブが、地域に開かれた公益性のあるクラブであり、地域スポーツの推進、地域コミュニティの活性化に非常に有効であることをふまえ、総合型地域スポーツクラブの活動に協力すること

* 少人数の団体による施設の占有は避け、効率的な運用を工夫すること

* スポーツ教室等の開催の周知徹底を図り、広く地域住民に参加を働きかけること

⑥ **事業運営にかかる事務手続き**に関すること

* 運営委員会は、事業の実施にあたり事業計画用書類（年間計画書、運営委員会名簿 等）、事業終了後、事業報告用書類（事業実績報告書 等）を速やかに中央区に提出すること

⑦ **利用者及び団体の自主管理の徹底**

* 運営委員会は、適宜、利用団体代表者会等を開催して、それぞれの利用状況を検証し合うことにより、自主管理の徹底を図らなければならない。

* 運営委員会は、利用者及び団体が利用条件を守らない等、利用者及び団体の責務を果たさないときは、改善勧告を行い、従わない場合は利用を差し止めることができる。

⑧ **物品の管理**に関すること

* 運営委員会は事業を円滑に進めるため、各利用団体に共用物品の貸し出しを行い、共用物品については保管・管理をすること

⑨ その他事業の運営に必要な事項に関すること

I-2 資料

【資料1 中央区学校体育施設開放事業に関する協定書】

中央区学校体育施設開放事業に関する協定書

大阪市立_____学校体育施設開放事業運営委員会委員長（以下「甲」という。）と中央区長（以下「乙」という。）とは大阪市立_____学校体育施設開放事業（以下「事業」という。）の実施にあたって、中央区学校体育施設開放事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲と乙は、地域住民に継続的なスポーツの場や機会を提供し、自主的、主体的な運営や活動の支援を図ることにより、住民の健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、地域コミュニティの振興、生活の質の向上に寄与することを目的として事業を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（事業目的の共有）

第2条 甲及び乙は、協働により上記の事業目的を共有する。

（役割分担）

第3条 甲及び乙は、別表に定める役割分担に基づき、各々の責により事業実施に努めるものとする。また、乙は予算の範囲内で事業経費の負担を行う。

（事業の実施）

第4条 開放の対象となる施設は市立の小・中学校の運動場、体育館（講堂を含む）、格技室（武道場）の体育施設等（以下「施設」という）とし、開放校とその施設は、学校長の意見を聞き、乙が定める。

2 開放日時については、学校教育に支障のない範囲で甲と学校長と協議の上、学校長が決定する。ただし、公職選挙（住民投票を含む。）、自然災害時、開放対象施設の増改築、修繕を要する場合等、学校長が必要と認めるときは、開放を中止することができる。協議にあたっては、利用者の安全が確保できるよう、また近隣の住民に迷惑が掛からないよう十分に配慮すること。

3 甲は、「令和8年度大阪市立_____学校体育施設開放事業実施計画書（以下「実施計画書」という。）」を乙に提出し、これに基づき事業を実施するものとする。

（相互の連絡調整）

第5条 甲と乙は、相互の連絡調整、意見交換及び協議の場を適宜設けることとする。

(事業内容)

第6条 甲は、事業目的に基づき、管理運営にあたって次の各号に留意することとする。

- (1) 事業の目的に従って、公平・平等に施設の利用調整を行うこと。なお、利用調整は少なくとも年3回(学期ごとに1回)行うこと。
- (2) 施設の利用について、広く地域住民に周知を図ること。
- (3) 意思決定にあたって透明性が確保されていること。
- (4) 経費執行及び会計処理の透明性が確保されていること。
- (5) その他区長が必要と認めること。

(利用者及び団体)

第7条 開放事業の対象となる小・中学校の利用者及び団体は次のとおりとする。

- (1) 当該校に通学する児童、生徒若しくはその保護者又は当該校区の住民を主たる構成者とする団体
- (2) 地域コミュニティ振興の観点から、運営委員会が利用を認める団体

2 要綱第7条の各号に該当する利用者又は団体の利用は認めない。該当する事実が判明した時点で利用を差し止めること。

(安全管理)

第8条 甲は学校と連携し、開放時の安全対策について利用団体に周知徹底を図り事故の防止に努めるとともに、万一事故が生じた場合の対応について周知徹底を図るものとする。

- 2 甲は、利用団体に自主管理の徹底、利用条件を遵守させるものとする。
- 3 甲は、事故等が発生したときは、速やかに乙に報告しなければならない。

(実績の検証)

第9条 甲は、「令和8年度大阪市立_____学校体育施設開放事業実績報告書(以下「実績報告書」という。)を乙に提出する。

- 2 甲と乙は、事業の実施状況を各年度の終了時に相互に検証することとする。

(個人情報の取扱い)

第10条 甲及び乙は、事業実施にあたり知り得た個人情報等を第三者等に漏らしてはならない。

(関係書類の公表)

第11条 大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)に基づき、事業に関する事項は公開を原則とする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(疑義事項の取扱い)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は速やかに協議を行い、解決するものとする。

(協定の解除)

第14条 この事業の目的を達することができないと、甲又は乙が認めたときは、甲又は乙は協定を解除することができる。

2 乙は、前項に定めるもののほか、甲が次の各号の一に該当するときは、協定を解除することができる。

- (1) 甲の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)の構成員(暴対法第2条第6号に規定するもの。以下「暴力団員」という。)であるとき。
- (2) 暴力団員が甲の運営に事実上参加していると認められるとき。
- (3) 甲の役員等が、本事業に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は本事業履行を強要するために暴力団員を使用したと認められるとき。
- (4) 甲の役員等が、いかなる名義を持ってするかを問わず、暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (5) 甲の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
- (6) 甲の役員等が、本事業委託契約、物品の購入契約又はその他の契約に当たり、その契約相手方が第1号から前号までに該当する者であることを知りながら、当該協定を締結したと認められるとき。

3 前2項の規定に基づき乙がこの協定を解除したことにより甲に損害が生じても、乙は、その賠償の責めを負わない。

この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、双方記名押印のうえ各自1通保有する。

令和8年 月 日

(甲) (所在地)

大阪市立_____学校体育施設開放事業運営委員会

委員長

印

(乙) (所在地)

大阪市中央区久太郎町1-2-27

大阪市中央区長

印

別表 役割分担

甲の役割	1 事業実施に関する組織の運営 2 運営規則の制定・改廃 3 利用団体等に対する運営規則等の遵守の徹底 4 地域スポーツ振興に寄与する事業計画の立案・実施 5 開放時の安全管理対策 6 利用団体の登録・利用調整 7 地域への広報・利用の促進 8 事業実施に伴う文書事務（実施計画書、報告書作成を含む） 9 利用団体等の自主管理の徹底 10 事業にかかる物品等の管理 11 事業にかかる金銭の出納、収支事務 12 事業実施状況の把握と検証 13 その他、事業目的達成のための業務
乙の役割	1 事業実施に関する甲との連携・支援 2 予算の範囲内で必要な物品の支給、又は事業経費の負担 3 関係行政機関との連絡調整 4 事業実施状況の把握と検証 5 その他、事業目的達成のための業務

大阪市学校体育施設開放事業実施方針

（事業目的）

第 1 条 学校体育施設開放事業（以下、「開放事業」という。）は、スポーツ基本法第 13 条第 1 項の規定により、大阪市立の小学校、中学校及び義務教育学校の体育施設を、学校教育に支障のない範囲において地域に開放し、地域住民に継続的にスポーツ活動の場や機会を提供するとともに、地域住民による自主的、主体的な運営や活動の支援を図ることにより、住民の健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に寄与することを目的として、大阪市教育委員会の職務権限に属する事務として、区長及び経済戦略局長の補助執行により実施する。

（事業内容）

第 2 条 区長及び経済戦略局長は、所管する予算の範囲内において、第 1 条の事業目的に基づき、関係法令を遵守し、開放事業を実施する。なお、実施にあたっては、公平・平等に広く地域住民が利用できるように努めること。

（経済戦略局及び学校長の役割）

第 3 条

- （1）経済戦略局は、区が予算を所管する場合においても、大阪市のスポーツ振興の観点から区を支援する。
- （2）学校長は、開放事業の実施にあたり、必要に応じ事業関係者に対して指導・助言を行う。

（施設の管理責任）

第 4 条 開放事業に伴う施設の管理については、区、経済戦略局及び大阪市教育委員会が責任を負う。ただし、開放事業に伴う利用者の事故及び利用者による施設の破損又は亡失等については、利用者の責とし、当該開放校の学校長は、学校施設管理者としての責任は負わない。

（その他）

第 5 条 この方針に定めるもののほか必要な事項については、区、経済戦略局及び大阪市教育委員会が別に定める。

附 則

この方針は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

大阪市中央区学校体育施設開放事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツ基本法第13条第1項の規定により、中央区にある大阪市立の小・中学校の体育施設等を、学校教育に支障のない範囲において地域に開放し、地域住民に継続的にスポーツ活動の場や機会を提供するとともに、地域住民による自主的、主体的な運営や活動の支援を図ることにより、住民の健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、地域コミュニティの振興、生活の質の向上に寄与することを目的として実施する学校体育施設開放事業（以下「開放事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(役割分担)

第2条 開放事業は、大阪市教育委員会の職務権限に属する事務として、区長の補助執行により実施するものであり、その役割分担は次のとおりとする。

- (1) 区長は、各校区の住民が中心となって活動する学校体育施設開放事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）との協働により、役割分担を定め、事業を実施する。
- (2) 区長は、運営委員会と調整のうえ、連絡調整や、予算の範囲内での事業経費の負担等、必要に応じた支援を行う。
- (3) 運営委員会は、スポーツ推進委員をはじめとする市民ボランティア・地域の諸団体の参画を得て、中央区の支援のもと、各校区の特性に応じて、次条に示す事業を実施する。
- (4) 学校長は、開放事業の実施にあたり、必要に応じ事業関係者に対して指導・助言を行う。

(事業内容)

第3条 運営委員会は、事業目的に基づき、学校体育施設を開放することとし、その実施にあたっては次の各号に留意することとする。

- (1) 事業の目的に従って、公平・平等に施設の利用調整を行うこと。
- (2) 施設の利用について、広く地域住民に周知を図ること。
- (3) 意思決定にあたって透明性が確保されていること。
- (4) 経費執行及び会計処理の透明性が確保されていること。
- (5) その他区長が必要と認めること。

(開放日時)

第4条 開放日時については、学校教育に支障のない範囲で運営委員会と当該学校長と協議の上、学校長が決定する。ただし、公職選挙（住民投票を含む。）、自然災害時、開放対象施設の増改築、修繕を要する場合等、学校長が必要と認めるときは、開放を中止することができる。協議にあたっては、利用者の安全が確保できるよう、また近隣の住民に迷惑が掛からないよう、十分に配慮すること。

(利用者及び団体)

第5条 開放事業の対象となる小・中学校の利用者及び団体は次のとおりとする。

- (1) 当該校に通学する児童、生徒若しくはその保護者又は当該校区の住民を主たる構成者とする団体
- (2) 地域コミュニティ振興の観点から、運営委員会が利用を認める団体

(利用者及び団体の責務)

第6条 利用に際しては、本要綱及び別に定める「大阪市中心区学校体育施設開放事業実施の手引き」を遵守した上で、利用者及び団体による自主管理とする。

- 2 利用者及び団体は、開放校の施設・設備を故意若しくは過失により破損又は亡失したときは、弁償の責任を負うものとする。
- 3 利用者及び団体は、常に安全に留意し、開放事業の実施に際して生じた一切の事故につき、その責を負うものとする。
- 4 利用者及び団体は、必要に応じて開放施設の共同利用、他団体との合同練習を行う等、相互協力に努めるものとする。

(開放事業を利用できないもの)

第7条 開放事業を利用できないものは、以下のとおりとし、各号に該当することが判明した時点で利用を差し止める。

- (1) 営利を目的とする利用
- (2) 公序良俗を乱す恐れのあるもの
- (3) 建物又は附属設備を損傷する恐れのあるもの
- (4) 政治的又は宗教的目的があるもの
- (5) その他管理上支障があるもの

(施設の管理責任)

第8条 開放事業に伴う施設の管理については、中央区及び大阪市教育委員会が責任を負う。ただし、開放事業の実施に際して生じた一切の事故及び利用者による施設の破損又は亡失等については、利用者の責とする。また、当該開放校の学校長は、学校施設管理者としての責任は負わない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、中央区及び大阪市教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年 12 月 10 日から施行する。

大阪市立〇〇学校体育施設開放事業運営委員会運営要綱

(目的)

第1条 学校体育施設開放事業の円滑な運営を図るため、学校体育施設開放事業運営委員会（以下、「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条

- (1) 運営委員会は、地域活動協議会、社会福祉協議会、PTA、青少年指導員連絡協議会、子ども会育成連合協議会等、地域関係団体の代表者、利用団体の互選による利用団体代表者等、地域の実情に応じて構成する。
- (2) 運営委員会には、地域のスポーツ推進のためスポーツ推進委員を含めることとする。
- (3) 学校長や学校関係者は、運営委員会に出席して意見を述べることができる。
- (4) 運営委員会は、委員の互選により委員長1名、副委員長若干名、書記1名、会計1名、監事（会計監査）2名を置く。
- (5) 委員長、その他の役員及び委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員長の再任は、原則として3年を限度とする。
- (6) 委員長は会を代表し、会務を統轄する。副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の場合には、その職務の代行を行なう。会計は会計事務を処理する。監事（会計監査）は本委員会の経理を監査する。

(事務局)

第3条 運営委員会の事務局は、地域の実情に応じて適切な場所に置く

(会議等)

第4条

- (1) 運営委員会は、少なくとも学期毎に1回（年間3回）、委員長の招集により開催する。その他必要に応じ委員長の招集により開催する。
- (2) 運営委員会は、開放事業の運営状況及び運営委員会の議案等、開放事業に関する必要な事項について、適宜、当該学校長に報告し意見を求めるものとする。

(役割)

第5条

- (1) 運営要綱及び利用者の心得等運営規則の制定・改廃、徹底に関すること

- (2) 運営要綱や利用者の心得等に抵触する利用団体に対する指導、勧告、利用差し止め等を行うこと
- (3) 公益性の観点から、営利目的の個人または団体の利用取消に関すること
- (4) 利用団体及び在校児童・生徒の安全管理に関して、学校と連携し、開放時の安全管理対策について、利用団体に周知徹底を図ること
- (5) 事業計画の立案及び実施に関すること
 - ① できる限り多くの住民がスポーツに参加できるよう配慮し、施設の実態に応じた使用条件を定め、年間計画を立てる
 - ② 実施種目の選定、利用時間帯を決定する
 - ③ 競技団体等既存の団体に所属していない地域住民も気軽にスポーツを楽しめるよう、学校休業日等を利用し、広く地域住民を対象とした個人が参加できる一般開放日の設定やスポーツ教室、スポーツ講演会、体力測定等を行い、スポーツの普及・振興に努める
 - ④ 生涯スポーツ振興のため、青少年、高齢者等のスポーツ環境を整える
 - ⑤ 地域住民の中から種目別指導者の発掘に努める
- (6) 利用の促進と調整に関すること
 - ① 利用希望団体の既得権、優先権は認めず、事業の目的、方針に従って公平・平等に利用できるように利用調整を行うこと
 - ② 利用の申込み日、場所、方法、利用条件について広く地域住民に周知徹底し、申込み多数の場合は抽選等の方法により公平に利用者を決定する
 - ③ この利用調整は、少なくとも学期毎に1回（年間3回）行う
 - ④ 総合型地域スポーツクラブが、地域に開かれた公益性のあるクラブであり、地域スポーツの推進、地域コミュニティの活性化に非常に有効であることを踏まえ、総合型地域スポーツクラブの活動に協力すること
 - ⑤ 少人数の団体による施設の占有は避け、効率的な運用を工夫する
 - ⑥ スポーツ教室等の開催の周知徹底を図り、広く地域住民に参加を働きかける
- (7) 物品の管理に関すること
- (8) 事業の趣旨を周知徹底し、利用者の心得を作成し、厳守させる
- (9) 鍵の管理に関すること
- (10) 事故防止等に関すること
- (11) その他、事業の運営に必要な事項に関すること

大阪市中央区学校体育施設開放事業にかかる利用者の心得

施設の利用を認められた者は、次の事項を守ること。違反した場合は、利用を差し止めることがある。なお、この事業は、営利を目的とした個人または団体の利用は認めない。

1. 利用団体の責任者は、利用許可時間中、当該団体の指導監督にあたること
2. 学校への来訪にあたっては、自動車等を利用しないこと。必要やむを得ず利用した場合は、路上駐車せず、正規の場所に収めること
3. 入退場は指定された出入口からまともに入り、施錠や立ち番等、不審者侵入防止に万全を期すること
4. 許可された種目以外の運動をしないこと
5. 決められた利用時間内での入退場を厳守すること
6. 指定された場所以外に立ち入らないこと
7. 施設及び設備などを破損もしくは亡失した場合は、ただちに運営委員会に報告のうえ、速やかに原状に復すべく、弁償すること
8. 活動中は、常に安全確保に留意すること
9. 予期しない災害、事故に備えて、スポーツ安全保険・損害賠償責任保険等に参加すること
10. 利用等における負傷や疾病については、当該団体の責任者が対処すること
11. 学校の敷地内は禁煙とする
12. 火気の使用、酒類の持ち込みはしないこと
13. ペット等、動物は持ち込まないこと
14. 利用後の後始末、清掃（特に、トイレ及びその周辺の土を洗い流す等）は利用者が行い、ゴミは持ち帰ること
15. 後始末、清掃、戸締り、消灯、施錠等の確認と点検は、利用団体責任者が行うこと
16. 学校周辺住民に迷惑をかけないこと。特に、騒音や歓声には注意すること。迷惑をかけた場合には、ただちに運営委員会に報告のうえ利用団体責任者が対処すること
17. 少人数の利用が常態の団体は、他団体との同時利用等、多くの人が参加できるよう協力すること
18. 公職選挙に際して、学校長から利用日程変更等の要請を受けた時はこれに応ずること
19. 感染拡大防止のため、感染状況に応じて手指消毒やマスク着用など対策を講じること
20. その他、運営委員会の指示する事項に従うこと

市立学校園における敷地内全面禁煙の実施について

大阪市立の学校・幼稚園では、平成 20 年 4 月 1 日より全面禁煙となっています。

「たばこ」による健康に対する影響が社会問題化している現在、大阪市では平成 13 年度から 10 カ年計画で「すこやか大阪 21」を策定し、そのなかで「たばこ」については、喫煙率の半減、喫煙の及ぼす健康影響についての十分な知識の普及、未成年者の喫煙防止、受動喫煙減少のための環境づくり、禁煙支援を目指すとして取り組みを進めています。

また、平成 15 年 5 月 1 日から「健康増進法」が施行され、第 25 条においては、学校、官公庁施設等多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

学校園におきましても、教職員、来校者などが喫煙することは、児童・生徒・幼児に対する受動喫煙防止や、禁煙教育に大きな影響を与えるものと考えております。

このようなことから、大阪市立の学校・幼稚園におきましては、教職員をはじめ、保護者や来校者など皆様のご理解をいただき、平成 20 年 4 月 1 日より、敷地内全面禁煙を実施しています。

大阪市教育局 教務部学校保健担当

大阪市こども青少年局 子育て支援部幼稚園運営企画担当

Ⅱ 学校体育施設開放事業Q & A

Q 1 スポーツ推進委員が運営委員会の構成メンバーに必ず入るべきという理由は？

平成23年8月24日に「スポーツ基本法」が施行され、「スポーツ振興法」に基づいて置かれていた“体育指導委員”は“スポーツ推進委員”に名称が変わりました。

スポーツ推進委員は、「スポーツ基本法」第32条において、スポーツの推進のための事業において連絡調整等を行うものとされている非常勤の公務員で、大阪市では、各小学校区に3名程度、全市におよそ1000名の委員が委嘱されています。

スポーツ推進委員が最も**地域に密着したスポーツの場である学校体育施設開放事業の運営委員会に参画することは、その本来の職務を遂行するうえで重要です**。その意味でも、運営委員会においては、スポーツ推進委員と協力し、事業を実施していただきたいと考えています。

Q 2 「利用希望団体の既得権、優先権は認めない」とありますが、利用調整の際、「子どもの活動＞PTA＞その他」と優先順位をつけてはいけませんか？

利用調整の方針は、各運営委員会の委員の皆さんで十分話し合い、地域の実情や実態に応じて定めてください。「青少年の健全育成」がその地域の最大の課題となっている場合は、その地域では、子どもの活動を最優先とした方針となるでしょう。多くの運営委員会が、子どもの活動を最優先とし、以下、PTA、地域の活動等の順とする方針を採用しています。

ただ近年、学校体育施設の利用を希望する団体から、「『利用枠がいっぱいでこれ以上受け入れられない』と断られた」という事例を聞くことが多くなっています。

「**既得権、優先権は認めない**」というのは、利用条件を満たす新たな利用希望団体を「あるチームが使っているから」「利用枠がいっぱい」という理由で無下に断るのではなく、

- ・既存の団体の利用時間を少しずつ減らす
- ・可能なら既存の団体と新規団体で同時利用を行う
- ・抽選を行う

といった調整をしていただき、なるべく多くの方が公平に利用できるようにご協力いただきたいということです。

学校体育施設開放事業は、地域住民の多くの方々に、継続的にスポーツの場や機会を提供することによって生涯スポーツの振興に寄与することを目的としています。これまでも各運営委員会では、その趣旨をふまえ、管理運営・利用調整にご尽力いただいていたことと思いますが、地域の実情を十分ふまえながら、地域住民に広く周知を行い、公平・平等な利用調整を行った

り、広く地域住民が参加できるよう企画していただいたりして、今後より一層、地域住民がスポーツに参加できる機会を充実していただければと考えています。

Q 3 私の学校では、利用団体が多く、スケジュールが毎日ぎっしりつまっていて、新規の希望を断っていると聞きました。よい解決法があれば教えてください。

利用団体間に優先権、既得権はないので、新しく希望する団体を、枠がない理由で受け入れないのは問題があります。

例えば学校休業日は、午前9時から午後9時まで12時間ありますので、1回2時間としても6枠に増え2倍になります。さらに団体によっては、1～1時間半でよいとするところもあるでしょう。そうして増やした枠を希望する団体に割り当ててください。それでも詰まっている場合は、基本方針に立ち返って、公平・平等に利用できるよう利用調整する必要があります。

Q 4 運営委員会を年3回以上開催する理由は？

年1～2回では、年度当初に利用調整を行うと、年度途中での新規利用申し込みを受け付けにくい状況になります。

地域住民に開かれた事業として、できるだけ多くの皆さんが利用できることが望ましいと考えますので、**少なくとも学期ごとに利用調整をしていただき**、より多くのスポーツ愛好者を増やしていく仕組みを目指していただければと考えています。

Q 5 「営利を目的とする個人または団体が利用できない」とありますが、営利目的か否かの基準はなんですか？

「営利を目的とする個人または団体」というのは、**構成員(個人)の経済的利益を追求し、構成員(個人)に利益が分配される団体(個人)**です。

利用団体会費を徴収していても、それが保険料やユニフォーム代、検定料等、必要な実費だけの場合は営利目的ではありません。また、指導者が主宰する団体で、指導者に指導料や謝礼が支払われていても、一般的な謝礼額であれば営利とはみなされません。

会費を徴収する目的や金額の多寡は様々ですので、高額＝営利とは一概には言えません。しかし、利用団体が**多額の会費を徴収している場合は**、運営委員会で事情を伺ったり、必要であれば収支決算書を提出していただき、**営利目的か否かを判断する必要があります。**

Q 6 利用者を増やすいい方法はないのでしょうか。

大都市の悩みは、スポーツをする場が少ないことです。できる限り多くの住民がスポーツに参加できるようにするためには、現有の場所を有効に活用することが大切です。工夫している例を挙げます。

- ・利用団体は地域住民に参加をよびかけることを運営規則で義務付け、違反する団体には利用を差し止めています。その結果、利用者の数が増えています。
- ・利用団体の条件を「15人以上のメンバーが必要である」とする。15人に満たない団体は、人数をふやすために勧誘に努めざるを得ません。
- ・卓球グループが利用日に「卓球教室」を併設し、合同練習を行ったところ、常時30人以上の参加者が見られるようになりました。

Q7 ある利用団体が練習中に、勢いあまったボールが体育館の窓を直撃し、窓ガラスが割れました。故意ではなくても弁償しなくてはなりませんか？

故意ではなくとも、窓ガラスを割った責任は利用団体にあります。利用団体は、直ちに割れたガラスを片付け、怪我を防止するための処置をし、ガラス修繕業者に連絡できる時間帯であれば、すぐに修理に来てもらってください。それが難しい場合は、応急で窓を塞ぐなどの処置をします。なお、処置終了後は、早急に（休日の場合は休日明け）学校と運営委員会へ連絡をしてください。**修繕費用は当該利用団体が弁償することになります。**

